

国際課税のケース・スタディ

過少資本税制の適用について

〔事例〕

米国法人A社は、日本に100%出資の子会社甲社を有している。甲社の資金需要に対して、A社は直接融資を行わず、日本の乙銀行に保証を行い、乙銀行が甲社に貸付を行った。甲社は、この貸付に係る元利を乙銀行に支払っている。また、仮に、A社が、直接甲社に融資する場合あるいは、第三者である日本法人を通じて、甲社に融資をする場合、平成4年の税制改正により導入された過少資本税制の適用上、本事例と仮定した事例との間に相違が生じるのか。

〔ポイント〕

- 1 過少資本税制の概要
- 2 外国親会社が日本子会社等に直接融資をする場合
- 3 外国親会社が第三者を通じて日本子会社等に融資をする場合
- 4 外国親会社が銀行に保証を行う場合

〔検討〕

1 過少資本税制の概要

(1) 過少資本税制の背景

企業が事業活動を行う場合、その資金の外部からの調達方法は、外部からの借入れ等と株主からの出資に大別され、前者は、他人資本、後者は、自己資本と称される。他人資本は、会計上は負債

に分類され、借入れ等の場合、利子を支払うことになり、自己資本は、会計上は資本に分類され、配当を支払うことになる。

会計及び税務上、負債に係る支払利子は、経費あるいは損金として控除され、企業利益あるいは課税所得を減少させる効果を持つことになる。一方、配当は、支払利子とは異なり、税引き後の利益処分として取り扱われることから、企業利益あるいは課税所得を減少させる効果がないことになる。

したがって、同額の外部からの資金調達を行った企業二社を想定して、一社は、負債の比率が高く、他の一社は、資本の比率が高いとすると、両者の間に課税上の大きな差異が生じることになる。

国際税務において、外国企業が、投資先の国に子会社等を設立して事業を行う場合、この子会社等への出資をできるだけ少額にして、事業に必要な資金を貸付で賄うことが多く見られることから、多くの国では、子会社等からの外国親会社等への支払利子に一定の制限を設けている。その基準として、借手である子会社等の負債・資本比率を尺度として、負債の比率がその所定の比率を超える場合、外国親会社等からの借入金に係る利子の損金算入を認めないとするもので、これが過少資本税制といわれるものである。この親子間の融資が国内で行われるのであれば、子会社等が利子を損金算入しても、当該利子を受け取る親会社の段階で法人税が課されるが、親会社が外国法人である

場合、当該利子については、原則として、日本における源泉徴収で課税関係が終了し、日本で納付する税額が軽減できることになる。過少資本税制は、このような国際税務における一種の租税回避行為を防止するものと考えられている。

(2) 平成4年の税制改正による過少資本税制の特徴

イ 適用対象法人

わが国法人税の納税義務のある法人で、国外支配株主等に対して負債に係る利子を支払う法人である。したがって、一定条件の外資系子会社等、外国法人の日本支店及び本邦系法人のうち海外の姉妹会社から借入金の大きい法人がこれに該当することになる。

ロ 国外支配株主等

次に該当する非居住者又は外国法人が国外支配株主等となる。

(イ) 内国法人に対して直接又は間接に発行済株式等の50%以上を有する者。

(ロ) 同一の者によって、内国法人と外国法人のそれぞれ発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有されている場合の、内国法人からみて、外国姉妹会社の関係にある者。

(ハ) 取引、資金、人事等で内国法人を実質的支配している者。

ハ 適用要件

(イ) 負債・資本比率が次の算式のいずれにおいても300%を超える場合、その超える部分に対応する借入金に係る支払利子は損金不算人となる。

① 国外支配株主等に係る負債・資本持分比率

$$\frac{\text{国外支配株主等に対する利付負債の平均負債残高}}{\text{国外支配株主等の資本持分}}$$

② 法人の総負債・自己資本比率

$$\frac{\text{法人の総利付負債に係る平均負債残高}}{\text{自己資本の額}}$$

(ロ) 負債の範囲

負債とは、利子の支払の基となる負債をいい、手形割引料、社債発行差金その他経済的性質が利子に準ずるものが含まれる。また、国外支配株主等に対する負債の額には、国外支配株主等が第三者に融資を行い、その第三者が当該内国法人に融資をした場合、実質的に、国外支配株主等が当該内国法人に供与したと認められる資金に係る負債が含まれる。

(イ) 平均負債残高

日、週、月又は四半期等を基準とした平均残高を意味する。

(ロ) 自己資本の額

原則として、会社決算上の総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額をいう。

(ハ) 国外支配株主等の資本持分

国外支配株主等の資本持分は、当該内国法人の自己資本の額に、当該内国法人の発行済株式の総数に占める国外支配株主等の直接又は間接保有の株式の割合を乗じて計算する。なお、ここにいう間接保有とは、非居住者又は外国法人が、他の内国法人を通じて当該内国法人の株式を保有することをいい、外国法人を通じての保有は間接保有とはされない。

(ニ) 類似法人の負債・資本比率の適用の特例

適用対象法人は、上記適用要件に代えて、同種の事業を営む者の事業規模その他の状況が類似するものの負債・資本を基準とすることが認められる。この場合には、その比率が3:1を超える場合、例えば、5:1で負債が多い場合であっても本税制の適用はないことになる。

ニ 支払利子の損金不算人額の計算

負債・資本比率が3:1を超える場合の国外支配株主等に対する支払利子の損金不算人額は次の算式により計算される。

国外支配株主等に対する利子支払額

$$\times \frac{\text{国外支配株主等に対する負債の平均残高} - (\text{自己資本の額} \times 3)}{\text{国外支配株主等に対する負債の平均残高}}$$

例えば、自己資本200、親会社からの負債800、親会社に対する支払利子100とすると、上記算式によれば、25が損金不算入となる。なお、この損金不算入の利子は、以後においても損金算入の機会はなく、これで打ち切りとなる。

2 外国親会社が日本子会社等に直接融資をする場合

外国親会社が、日本子会社に融資を行い、すでに述べた適用要件を充足する場合、過少資本税制が適用となることは明らかである。では、外国親会社が、日本の子会社へ貸付を行い、当該子会社が孫会社にその貸付金を原資として出資をする場合はどうなるのか。この方法によれば、過少資本税制の適用を受けることなく、親会社は孫会社に多額の貸付が可能になる。このような場合に対処するため、特則として孫会社の資本等の金額に子会社の持株割合を乗じて計算した金額が、子会社の資本等の金額を超える時は、自己資本の額から、その超える金額と子会社の親会社に対する利付負債のいずれか少ない金額を控除した金額をもって、その孫会社の自己資本の金額を計算することとされている。すなわち外国親会社が日本子会社に出資及び貸付を行い、同子会社が日本係会社へ親会社からの出資及び借入れの全てを出資する場合、同係会社の資本等の金額は増加し、親会社からの借入限度は過度に大きくなるのでこれを是正するために、自己資本の額の計算に上記のような特例が設けられている。

3 外国親会社が第三者を通じて日本子会社等に融資をする場合

上記の適用要件における「負債の範囲」において述べたとおり、国外支配株主等に対する負債の

額には、国外支配株主等が第三者に融資を行い、その第三者が当該内国法人に融資をした場合、実質的に、国外支配株主等が当該内国法人に供与したと認められる資金に係る負債が含まれることから、会社計算では、当該第三者からの融資となるが、税務上は、国外支配株主等に対する負債の額として本税制の適用を受けることになる。

4 外国親会社が銀行に保証を行う場合

融資と保証は経済的効果として実質的に同一のケースがみられるものの、本質的には異なるものである。

本事例のように、外国親会社が銀行に保証を行う場合、外国親会社が日本の銀行に保証を行い、日本の銀行が当該内国法人に融資をすると、国内における取引となり、利子を受け取る日本の銀行も当該受取利子について法人税を納付することから本税制の適用はない。また、外国親会社が、外国の銀行に保証を行い、外国の銀行が内国法人に融資をする場合も、当該外国銀行と当該内国法人との間の取引であり、過少資本税制の適用はないことになる。

(税理士 小沢 進)